

2021年6月30日

地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター

電波法の遵守に係る総務省からの嚴重注意について

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（都産技研）が設置・運用している高周波利用設備の許可申請漏れに関し、本日、総務省関東総合通信局長より、電波法の遵守及び再発防止を徹底するよう嚴重注意を受けました。

都産技研はこの件を重く受け止め、再発防止を徹底してまいります。

(参考)

○電波法（抜粋）

（高周波利用設備）

第100条

左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）
- 二 無線設備及び前号の設備以外の設備であって十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

2～5項（略）

【お問い合わせ先】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
総務部環境安全管理室 菊地 企画部経営企画室 竹内
電話 03-5530-2805